

城東区からみなさんに

# お知らせ

## 7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は心ならずも犯罪や非行に走ってしまった人たちの立ち直りを支え、安心・安全な地域社会の構築をめざす運動です。

啓発期間中は、区役所に懸垂幕やのぼりを掲出。また、各中学校校門前で「朝のあいさつ運動」を行うほか、次のとおり街頭啓発を行います。

と き：7月5日(日)10:00～

ところ：ライフ・コーナン関目店前、JR鳴野駅前～城東地区保護司会更生保護サポートセンター～  
企画調整保護司が駐在し、保護司に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点、また地域における更生保護の拠点として開設されています。

開設時間：10:00～16:00(土日祝除く)

ところ・問合せ：城東地区保護司会更生保護サポートセンター(中央1-6-21)  
☎ FAX 06-6935-5665



幸福の  
黄色い  
羽根

## 青少年 守って住みよい 城東区

7月は青少年の被害・非行防止全国強調月間です  
城東区青少年健全育成推進会議・城東区役所

問合せ：市民協働課(市民活動支援)

☎ 06-6930-9093 FAX 050-3535-8685

## 都市計画道路豊里矢田線道路予定地に 桜小橋広場がオープンします

国道1号桜小橋交差点付近(蒲生1-9)の都市計画道路豊里矢田線道路予定地に、「桜小橋広場」を整備しました。人工芝を敷設した広場の北側には、キッチンカースペースやベンチを設置。南側はイベント広場としてご利用いただけます。利用方法や料金等の詳細はホームページをご覧ください。

問合せ：市民協働課

☎ 06-6930-9734 FAX 050-3535-8685



## 後期高齢者医療制度の資格確認書 と保険料決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の被保険者の方全員に資格確認書(水色)を7月中旬までに送付します。現在の資格確認書(桃色)は8月から使用できなくなります。また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

7月中に届かない場合はお問い合わせください。

## 70～74歳の方の自己負担割合について

70～74歳の方の自己負担割合(2割または3割)については、所得等(前年中)に応じて決定されます。7月下旬までに新しい「高齢受給者証」(マイナ保険証の方は「資格情報のお知らせ」)を送付しますので、受診時に提示してください。現在のものは8月から使用できなくなります。

7月中に届かない場合はお問い合わせください。



## 国民健康保険資格情報のお知らせ を送付します

国民健康保険に加入中のマイナ保険証をお持ちの方のうち、「資格情報のお知らせ」をまだお持ちでない方に7月下旬までに「資格情報のお知らせ」を送付します(70歳以上の方は、8月以降の負担割合を記載しています)。「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証をお持ちの方がご自身の情報を簡易に把握できるように送付しますので、大切に保管してください。

7月中に届かない場合はお問い合わせください。

問合せ：窓口サービス課(保険年金・保険)

☎ 06-6930-9956 FAX 050-3535-8687

## 固定資産税・都市計画税 第2期の 納期限は、7月31日(金)です

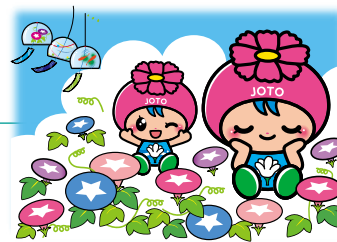
問合せ

○固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について  
京橋市税事務所(固定資産税)

☎ 06-4801-2957(土地)、06-4801-2958(家屋)  
FAX 06-4801-2873

○固定資産税(償却資産)について  
船場法人市税事務所(固定資産税)

☎ 06-4705-2941(償却資産) FAX 06-4705-2905



## 介護保険のお知らせ

●介護保険料決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

●介護保険負担割合証を送付します

要介護・要支援認定を受けている方および総合事業の事業対象者の方全員に、8月から使用する「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービス等を利用する際に「介護保険被保険者証」とあわせてサービス提供事業者提示してください。

問合せ：保健福祉課(介護保険)

☎ 06-6930-9859 FAX 050-3535-8688

## 市民税・府民税に関する税務調査 を実施します

令和7年度にお勤め先からの給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、令和8年度の申告等がない方などを対象に、市民税・府民税の申告書を送付しますので、申告が必要な場合は指定の期日までに提出ください。

また、申告等の内容や収入・所得の状況、事務所等の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問(徴税吏員証を携帯)による税務調査を実施しますのでご協力をお願いします。

問合せ：京橋市税事務所(個人市民税)

☎ 06-4801-2953 FAX 06-4801-2871



## 夏本番！熱中症対策を万全に！暑い夏を乗り越えよう！

熱中症は屋内でも発生します。エアコンや換気で温度調節をしながら、体調管理に気をつけましょう。

問合せ：城東消防署 ☎ 06-6931-0119 FAX 06-6931-0072

## 忘れていませんか？マイナンバーカードの更新手続き

カードの有効期限はカード表面に印字されています。

問合せ：窓口サービス課(住民情報) ☎ 06-6930-9146 FAX 050-3535-8687



電子証明書の有効期限は5回目の誕生日まで！



マイナンバーカードで  
スマートに手続き！

カードがあれば区役所へ行かず  
コンビニで住民票の写し等が簡単に入手可能！

引越して慌たしい時も自宅で  
24時間スマートフォンから転出届！

